

一般社団法人 長崎青年会議所 運 営 規 程

第 1 章 総 則

第1条 (目 的)

本規程は、本会議所の運営を円滑にすることを目的として定款第48条及び第49条に基づき、組織運営等に関する原則を定める。

第2条 (改廃の手続き)

本規程は、定款第45条第4号により理事会の議決を経て改廃することができる。ただし、その都度会員に周知させなければならない。

第 2 章 業 務 分 掌

第3条 (理 事 長)

理事長は、定款第32条第2項に基づき、次の業務を掌理する。

1. 本会議所を代表し、業務を統括する。
2. 本会議所を代表し、公益社団法人日本青年会議所（長崎ブロック協議会及び九州地区協議会を含む）の会議に参加する。
3. 本会議所を代表し、関係行政機関及び関係諸団体と折衝、会議及び行事に参加する。

第4条 (直前理事長)

直前理事長は、定款第40条第1項第1号に基づき、理事長経験者として理事長の良き相談相手となり、理事会及び各種会合に参加して意見を述べることができる。

第5条 (顧 問)

顧問は、定款第40条第1項第2号に基づき、理事長又は日本青年会議所役員等の経験を活かし、理事会及び各種会合に参加して意見を述べることができる。

第6条 (副 理 事 長)

副理事長は、定款第32条第3項に基づき、本会議所の業務のうち70周年室、地域室、拡大室、会務室、総務室をそれぞれ担当する。

- (1) 副理事長（70周年室担当）は、70周年室の業務を掌理する。
- (2) 副理事長（地域室担当）は、地域室の業務を掌理する。
- (3) 副理事長（拡大室担当）は、拡大室の業務を掌理する。
- (4) 副理事長（会務室担当）は、会務室の業務を掌理する。
- (5) 副理事長（総務室担当）は、総務室の業務を掌理する。

第7条 (専 務 理 事)

専務理事は、定款第32条第3項に基づき、常務理事の業務を掌理並びに統括し、本会議所が円滑に運営されるよう、理事長を補佐する。

第8条 (理 事)

1. 理事は、定款第32条第1項に基づき、理事会を構成し、本会議所の役員として会員の範たる行動を取らねばならない。

2. 70周年室長は、70周年委員会を統括し、副理事長（70周年担当）を補佐する。
3. 地域室長は、まちづくり委員会を統括し、副理事長（地域室担当）を補佐する。
4. 拡大室長は、拡大委員会を統括し、副理事長（拡大室担当）を補佐する。
5. 会務室長は、例会委員会を統括し、副理事長（会務室担当）を補佐する。
6. 総務室長は、総務委員会を統括し、副理事長（総務室担当）を補佐する。
7. 常務理事は、戦略事務局を統括し、専務理事を補佐する。
8. 委員会委員長は、担当委員会を代表及び統括し、担当室長及び担当副理事長を補佐する。
9. 委員会委員長は、理事会に出席して担当委員会の活動状況を報告するとともに、その会議の内容を委員会委員に報告しなければならない。委員会委員長が出席できない場合は、代理を出席させなければならない。
10. 戦略事務局長は、常務理事及び専務理事を補佐する。
11. 戦略事務局長は、理事会に出席しなければならない。戦略事務局長が出席できない場合は、代理を出席させなければならない。

第9条（監事）

監事は、定款第33条に基づき、7月と翌年1月に事業及び会計についての監査を行ない、適切な助言を行なう。

第10条（外部監事）

1. 監事の内、正会員でない者を外部監事とする。
2. 外部監事は、監事の職務に加え、本会議における理事・役員の実験に基づき適切な助言を行う。

第11条（委員会副委員長）

1. 委員会副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代行する。
2. 委員会副委員長は、委員会委員の中から互選により選ぶ。

第12条（委員会運営幹事）

1. 委員会運営幹事は、正副委員長を補佐し、円滑な委員会の運営を図る。
2. 委員会運営幹事は、委員会委員の中から互選により選ぶ。

第13条（委員会拡大幹事）

1. 委員会拡大幹事は、正副委員長を補佐し、会員拡大に関する業務に従事する。
2. 委員会拡大幹事は、委員会委員の中から互選により選ぶ。

第 3 章 室 及 び 委 員 会**第14条（室及び委員会）**

定款第48条に基づき、次の室及び委員会を設置する。必要により理事会の議決を経て随時、室及び委員会を設けることができる。

1. 70周年室
70周年委員会
2. 地域室
まちづくり委員会
3. 拡大室
拡大委員会
4. 会務室
例会委員会
5. 総務室
総務委員会

第15条 (委員会の編成)

役員及び休会員以外の正会員は、全ていずれかの委員会または戦略事務局に所属する。委員会の編成は会員の希望に基づき、全般的均衡を考慮して理事会において決定する。

第16条 (副委員長、運営幹事及び拡大幹事)

各委員会には委員長1名、副委員長2名、運営幹事1名、拡大幹事1名を置く。

第17条 (委員会活動)

1. 委員会は、定款第5条に定める事業達成のため、総会において承認を受けた事業計画及び理事会より承認を受けた事業について、本規程に従い遂行する。
2. 必要に応じて、複数の委員会が共同して事業を行なうことができる。
3. 委員会は、月1回以上の定例会をもたなければならない。

第18条 (報告の義務)

各委員会及び戦略事務局は、次の報告書類を担当室長及び常務理事、担当副理事長及び専務理事を経て、理事長へ提出しなければならない。

- ・事業報告及び決算書 事業終了後次々回理事会まで
- ・委員会事業中間報告書 7月
- ・委員会事業報告書 12月

第19条 (70周年委員会)

1. 新年互礼会の企画及び運営
2. 70周年記念式典及び懇親会の企画・運営
3. 70周年記念冊子の発行

第20条 (まちづくり委員会)

1. 70周年記念事業の企画及び運営
2. まちづくり、経済活性化に関する調査研究及び事業の実施
3. 行政及び対外諸団体との事業協力

第21条 (拡大委員会)

1. 会員拡大活動の推進に関する業務
2. 仮入会員を対象としたセミナーの実施
3. 新入会員を対象とした事業の実施

第22条 (例会委員会)

1. 例会の企画及び運営
2. 卒業式及び卒業生を送る夕べの企画及び運営

第23条（総務委員会）

1. 総会、理事会など諸会議の運営及び議事録の作成
2. 事業計画・予算書及び事業報告・決算書の取りまとめ
3. 会員名簿の作成及び会員データ管理に関する業務
4. グループウェアの管理及び更新業務
5. 神戸J C・長崎J C定例会議の運営
6. 総務・OBメールに関する業務
7. 初老を祝う会の企画及び運営

第24条（戦略事務局）

1. 事務局の運営・管理及び一般事務処理
2. 各種大会の情報発信及び参加推進
3. 他L O M及び対外諸団体に関する渉外業務
4. 神戸J C・長崎J C定例会議懇親会の企画及び運営
5. 厄入り清祓いの運営
6. 各種S N Sの活用並びにW e bサイトの更新業務
7. 対内及び対外への広報活動
8. 各活動・運動の記録及び管理

第 4 章 出向者及び公益委員**第25条**（出 向 者）

1. 公益社団法人日本青年会議所（長崎ブロック協議会及び九州地区協議会を含む）及び国際青年会議所への出向者は、それぞれの会合に積極的に参加し、例会及び理事会においてその活動状況を報告しなければならない。
2. 出向者が出向のため、本会議所の公式行事に出席できない場合は、公務出張として出席とみなす。

第26条（公益委員）

1. 関係行政機関及び関係諸団体より公益委員の出向を要請された時は、理事長がこれを指名する。指名された会員は会合に積極的に参加し、本会議所を代表して意見を述べ、その内容について理事会において報告しなければならない。
2. 公益委員が会合への出席のため、本会議所の公式行事に出席できない場合は、公務出張として出席とみなす。

附 則

本規程は、2022年1月1日より施行する。